

# 大阪府市場だより

第354号 令和3年8月30日  
 発行 大阪府中央卸売市場協会（茨木市宮島 1-1-1 水産棟 3階）  
 連絡先 TEL:(072)636-3698 FAX:〃-3699 MAIL:office@fu-ichiba.jp  
 URL https://fu-ichiba.jp



## 協会の要望活動

### ■要望の実施

施設使用料の減免については、8月6日に場長室で当協会理事長の植田孝（大果大阪青果（株）会長）が知事あての要望書を森久子場長に手渡ししました。

減免要望は、昨年4月21日にも場内事業者6団体を代表して、山橋前理事長（株大水社長）から提出されており、今回はこれに続くものです。

### ■要望内容

要望内容は次のとおりです。



植田理事長から要望書を受け取る森場長

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症を克服するための日々の熱心な取り組みに深く敬意を表しますとともに、私も大阪府中央卸売市場協会に對しまして、平素より格段のご指導ご支援を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等の緊急措置を受け、飲食店を始めとする多数の納入先の経営の悪化、さらには巢ごもり効果の減少等もあり、当市場内事業者の売り上げがコロナ以前に比して

刻な状況になっております。  
 （別紙のバックデータは省略）  
 貴職におかれましては、こういった実状をご勘案いただき、今後とも安心安全な生鮮食料品

を府民に安定的に供給することができまますよう、下記（次ページ）につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

☞ 次ページに続く

大幅に減少しております。特に、仲卸など経営基盤の弱い事業者への悪影響が昨年からの累積しており、きわめて深刻



絵：「ぶどう」山本美早紀（大阪北部中央青果（株））

協会の部会活動

■安全部会

当協会の安全部会(西田景典部会長(府青果卸売協同組合理事長))の活動として、9月には多くの取組みが予定されています。

○秋の大掃除

9月10日に今年度2回目を実施します。皆さん奮っての参加をよろしく願います。



○秋の全国交通安全運動

9月21日から30日に全国交通安全運動が実施されます。場内は時速15kmが制限速度です。ルールを守って安全な市場を目指しましょう。



○フォークリフト免許

茨木労働基準協会から講師においていただき、免許(技能講習修了証)取得のための講習会を実施します。

市場における講習会の実施は、他市場ではみられない当市場独自の取組みです。

9月1日に管理棟で講義、8日、15日、29日に2階水産棟卸売場と線路敷での実技になります。



休場日の4日間を利用しての終日の講習というハードな内容になりますが、36人の方が受講される予定です。

■食品衛生部会

10月21日に食品衛生指導員養成講習会が開催されます。

この講習会は2年ごとの実施で、前回までは2日間の講習でしたが、今後は1日と参加しやすくなります。

一方で、前ページの「衛検だより」にあるように、これからは食品衛生責任者の資格を別途とることが必要になります。

しかし、食品を扱う当市場にとって、食品衛生指導員の育成はなにより大切な事業だと考えています。現在、受講者を募集中なので、是非、参加を検討ください。



市場協会 図書室のご活用を!

気軽に立ち寄りください

市場協会にて本(小説・新刊・雑誌他)を貸し出しています・読書もできます。

場所:水産棟3階(北端)  
時間:開場日 8:30~16:30  
土曜日 8:30~13:00

大阪府中央卸売市場協会 福利厚生部会

卸売業者取扱高(2021年7月・単月)

|     | 種類    | 数量(トン) | 前年比(%) | 金額(千円)    | 前年比(%) |
|-----|-------|--------|--------|-----------|--------|
| 青果  | 野菜    | 9,067  | 114.4  | 1,807,967 | 80.0   |
|     | 果実    | 4,958  | 111.8  | 1,940,988 | 113.8  |
|     | 小計    | 14,025 | 113.4  | 3,748,955 | 94.6   |
| 水産物 | 生鮮水産物 | 1,470  | 98.5   | 1,197,538 | 92.4   |
|     | 冷凍水産物 | 199    | 89.4   | 233,413   | 95.6   |
|     | 加工水産物 | 885    | 90.9   | 1,022,104 | 98.7   |
|     | 冷凍食品  | 317    | 96.9   | 162,621   | 96.5   |
|     | 小計    | 2,871  | 95.2   | 2,615,676 | 95.3   |
| 総計  |       | 16,895 | 109.9  | 6,364,631 | 94.9   |

卸売業者取扱高(2021年4~7月・累計)

|     | 種類    | 数量(トン) | 前年比(%) | 金額(千円)     | 前年比(%) |
|-----|-------|--------|--------|------------|--------|
| 青果  | 野菜    | 38,904 | 95.7   | 7,991,834  | 100.8  |
|     | 果実    | 15,418 | 102.3  | 5,959,852  | 105.0  |
|     | 小計    | 54,322 | 97.5   | 13,951,686 | 102.5  |
| 水産物 | 生鮮水産物 | 6,175  | 94.7   | 4,686,871  | 81.4   |
|     | 冷凍水産物 | 768    | 79.7   | 875,823    | 86.2   |
|     | 加工水産物 | 3,645  | 99.4   | 3,909,036  | 97.9   |
|     | 冷凍食品  | 1,284  | 97.1   | 647,752    | 98.5   |
|     | 小計    | 11,872 | 95.2   | 10,119,481 | 88.6   |
| 総計  |       | 66,194 | 97.1   | 24,071,166 | 96.2   |





(3) 市場だより



食品衛生責任者について ～設置義務と資格～

今年の6月に食品衛生法が改正されたことは、事業者の皆さんも既にご存知のことと思います。

この改正に伴い食品衛生責任者について大きく2点の変更がありました。

2点目は、食品衛生責任者の資格として認められる条件が変更になったことです。

今年5月までは食品衛生責任者として認められていた資格の一部が認められなくなりました。(詳細は左表を参照)

資格要件を満たさなくなった表(2)(3)の事業者のうち、法改正前から営業許可を取得している施設の食品衛生責任者の方は、許可の有効期限が満了した後1年の間に必要な講習会を受講してください。

資格要件を満たさなくなった表(2)(3)の事業者のうち、法改正前から営業許可を取得している施設の食品衛生責任者の方は、許可の有効期限が満了した後1年の間に必要な講習会を受講してください。

1点目は、全ての食品関係事業者に食品衛生責任者の設置が義務づけられたことです。

旧食品衛生法では営業許可対象事業者にのみ設置の義務がありました(一部の営業許可については食品衛生責任者の設置の免除あり)が、新食品衛生法では営業許可対象事業者に加えて届出対象事業者にも設置が必要となりました。

食品衛生責任者の資格を取得していない事業者はすみやかに大阪食品衛生協会へお申込みのうえ、養成講習会を受講してください。

|                                                    |                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 平成 10 年 5 月以降に大阪府で 6 時間の食品衛生責任者養成講習会を修了された方    | 今後も引き続き食品衛生責任者の資格として認められます。                                                                                                     |
| (2) 平成 10 年 4 月までに大阪府で 4 時間の食品衛生責任者認定講習会を修了された方    | 2 時間の食品衛生責任者補充講習会 (5,000 円) を受講する必要があります。受講後は、6 時間の食品衛生責任者養成講習会修了者と同じ修了証が交付されます。                                                |
| (3) 昭和 58 年 9 月時点で営業を行っていて、(1) と (2) の講習会を修了していない方 | 6 時間の食品衛生責任者養成講習会 (10,500 円) を受講する必要があります。                                                                                      |
| (4) 大阪府外で食品衛生責任者の講習会を修了した方                         | 受講した自治体に大阪府から確認し、令和 3 年 6 月 1 日以降も食品衛生責任者の資格として認められる場合は、大阪府管内でも資格として認められます。認められない場合は、6 時間の食品衛生責任者養成講習会 (10,500 円) を受講する必要があります。 |

受講を希望される方は、(公社)大阪食品衛生協会ホームページにてお申込みください。  
 (公社)大阪食品衛生協会 URL : <https://www.ofha.or.jp/enterprise/sekinyasya.html>

なお、令和元年までに

食品衛生指導員の資格を取得された方は今後食品衛生責任者の資格として認められますが、令和2年以降に取得された方については認められませんのでご注意ください。

食品営業届出は食品衛生責任者の資格を有していなくても可能です。対象事業者におかれましては令和3年11月30日までに茨木保健所に届出をお願いいたします。またこの場合、資格取得後に資格証明書を茨木保健所に提出するようお願いいたします。

QRコードから  
お申込みの方は  
こちらから



予防接種

課題となっていた診療所での予防接種が実施されました。

1 回目は2日に、2 回目は23日に行われましたが、管理棟の講堂を利用して、約130人の方がファイザー社製のワクチンを接種されました。

管理センターの全面的な協力・尽力もあり、大きな混乱もなく終わりましたが、9月以降も順次実施されます。

これを機に診療所の活用が一層広まることが期待されます。



前ページより続く

○要望事項

経営の重荷となつて  
いる固定経費の売上高  
割利用料金及び面積割  
利用料金を当面6か月  
間減免していただきま  
すようお願いします。

○要望の趣旨説明

要望の場において、  
植田理事長より「厳しい  
社会状況の中、当市場も  
とりわけ厳しい状況で  
あることを知事、府議会  
に知っていただき、なん  
とかご配慮いただきた  
い。」との話がありました。

これを受けて森場長  
より、「この要望を重く  
受け止め、本庁とも相談  
し、できるだけ要望に沿  
うよう努力したい。」  
とのコメントがなされ  
ました。

■要望への回答

この要望を受け、府にお  
いて検討された結果を  
8月24日に、場長から理  
事長へ回答されました。  
森場長から「飲食店に対

する休業要請等の影響によ  
り市場場内事業者が厳しい  
経営状況に直面している状  
況をふまえ、府として利用  
料金の減免を行うことにし  
た。」との説明がありました。

これを受けて植田理事長  
から、「早速の迅速な対応に  
感謝する。我々としても  
こつこつた取組みが無駄に  
ならないよう、各店舗で経  
営の改善に努めたい。」との  
発言がありました。

○利用料金減免の概要

新型コロナウイルス  
感染症に係る緊急事態  
措置の影響により、売上  
が減少している市場内  
事業者を対象に、売上の  
減少率に応じて利用料  
金の減免を実施します。

減免期間は6か月間  
で、申請期間は8月26日  
から9月30日までです。  
詳細は、8月24日に市  
場内事業者に配布して  
いる申請要領又は府市  
場HPで確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/fuichiba/r03genmen/index.html>

**感染症拡大防止対策を  
徹底してください！**

8月17日、大阪府の  
「緊急事態措置を実施  
すべき期間」が9月12日  
まで延長されたところ  
です。

当市場におきまして  
は、昨年以降、30名(8  
月26日現在)の新型コロナ  
ウイルス陽性者の  
発生を確認しています。  
皆様には、引き続き、  
不織布・マスクの着用、  
社会的距離の確保、手指  
の消毒等、より一層の感  
染拡大防止対策の徹底  
をお願いします。

とりわけ、休憩室、  
喫煙所、更衣室などで  
マスクを外した会話を  
控えていただくよう  
お願いします。

また、感染者が確認さ  
れた場合、必ず、開設者  
又は管理センターまで  
ご報告ください。  
濃厚接触者の自宅待  
機等については、保健所  
の指導に従って適切に  
対応していただきます  
ようお願いいたします。

大阪府・管理センターからの緊急の報告とお願い

茨木保健所による立入検査の実施と指摘

緊急事態宣言下における場内の新型コロナウイルス感染防止対策の実施状況を調査するため、8月20日、茨木保健所による**緊急の立入検査**が実施されました。保健所の場内への立ち入り検査は異例のことですが、場内の感染状況を踏まえ、感染防止対策に注目されている現れかと思われま

す。当日は幹部職員も含め3名の係官により場内の飲食店、食堂、仲卸売場、卸棟事務所、休憩所、喫煙コーナーを中心に調査が行われ、次のような指摘と改善を求められました。改善を指摘された事項については、大阪府と管理センターにおいて早急に改善策を講じていきますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

[主な指摘事項]

- 飲食店の従業員のマスク着用、アルコール類の提供の自粛、客の間にアクリル板等間仕切りの設置、客席間の距離の確保
- 休憩室における社会的距離の確保と吸煙機の撤去
- 屋内喫煙ボックスの閉鎖又は屋外への移設
- 水産棟休憩室内の喫煙室の閉鎖